



平成 29 年 8 月 30 日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-3

熊川分水を「景観重要資源 第1号」に指定します

～歴史ある貴重な水辺の景観を残していくために～

福生市では、9月1日付けで歴史的文化遺産である熊川分水の一部を、福生市まちづくり景観条例に基づく景観重要資源第1号に指定します。

この指定により、地域の貴重な水辺の景観を残し、熊川分水を市民の癒しの空間として保全・活用していきます。

■歴史ある文化遺産 「熊川分水」

熊川分水は、熊牛稲荷児童遊園に隣接する玉川上水からの取水口を起点とし、福生南公園東側のどうの滝から下の川に注ぐ、全長約2,075mの水路で、熊川地区の生活用水、灌漑用水として明治23年(1890年)に完成し、以後、地域の生活になくはならない用水として利用されてきました。

しかし、その大部分は私有地を流れているため、近年、宅地化が進むとともに暗渠^{あんきよ}※¹となる部分も増えてきています。このまま暗渠化が進み、水辺の景観が失われてしまう前に、保存に向けた取り組みが必要となっています。

■景観重要資源として初の指定

今回、こうした背景から「熊川分水」を市として初めて「景観重要資源」として指定します。「景観重要資源」は、地域の歴史、文化、生活等の特徴がよく表れているもの、景観づくりを進めていく上で重要な価値があると認められるもの等を指定し、保全していくもので、福生市まちづくり景観条例第11条に定められています。

■指定について

【指定箇所】22人の地権者の同意を得た一定の開渠^{かいきよ}※²部分 9箇所(別紙参照)

【延長合計】約449m

■保全・活用に向けた今後の取り組み

指定箇所には、景観重要資源指定の表示板を設置し、熊川分水が地域の貴重な財産であることを周知していくとともに、多摩産材を利用した安全柵の設置や、地権者が維持管理を行うための技術的支援や費用の一部助成を検討します。

※1 暗渠：蓋をかけたリ覆いをしたりして、外から見えないようになっている水路。

※2 開渠：蓋などで覆われていない水路。



熊川神社付近

【問合せ】まちづくり計画課 計画グループ ☎042-551-1952